

件名	愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課職員厚生室
根拠法令等	国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年11月26日公布・平成25年1月1日ほか施行）

【改正の概要】

国家公務員について退職手当の減額措置が講じられたので、県職員の退職手当についてもこれに準じて措置をするための改正を行う。

1 改正条例

- (1) 愛媛県職員退職手当条例 (昭和29年愛媛県条例第3号)
- (2) 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例 (昭和48年愛媛県条例第26号)
- (3) 愛媛県職員退職手当条例等の一部を改正する条例 (平成15年愛媛県条例第64号)
- (4) 愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例 (平成18年愛媛県条例第7号)

※それぞれの条例の適用対象となる退職者の退職手当の調整率について、2のとおり引き下げる。

2 退職手当の支給水準の引下げ

官民均衡を図るために設けられた「調整率」を段階的に引き下げる。

退職の日	施行日前	施行日～ H25. 9. 30	H25. 10. 1～ H26. 6. 30	H26. 7. 1～
調整率	104/100	98/100	92/100	87/100

※退職手当額＝基本額（退職時給料月額×退職理由別・勤続年数別支給率）×調整率＋調整額

3 対象職員

退職理由・勤続年数にかかわらず、全ての退職者に適用する。

施行日	公布の日
-----	------

【その他参考事項】

1 国家公務員退職手当法の改正の概要

退職給付（退職金＋年金(事業主分)）の官民較差（平均402.6万円）を解消するため、次の措置を講じる。

- (1) 退職手当の支給水準を引き下げるため、退職手当の調整率を引き下げる。
- (2) 早期退職募集制度を導入するとともに、定年前早期退職特例措置（退職手当の割増）を拡充する。（本県での対応は今後検討）

2 退職手当の減額措置による本県財政への影響額（見込み）

- (1) 平成24年度 約9億2千万円の減
- (2) 平成25年度 17億円程度の減
- (3) 平成26年度 20数億円程度の減